

東広島市社会福祉協議会指定一般相談支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東広島市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が開設する東広島市社会福祉協議会指定一般相談支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定一般相談支援の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、指定一般相談支援（指定地域移行支援及び指定地域定着支援をいう。以下同じ。）を提供する障がい者又は障がい児の保護者（以下「利用者」という。）に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定一般相談支援を当該利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うように努める。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業者は、自らその提供する指定一般相談支援の評価を行い、常にその改善を図る。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 5 前4項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員並びに運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）に定める内容その他関係法令等を遵守し、指定一般相談支援を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 東広島市社会福祉協議会指定一般相談支援等事業所
- (2) 所在地 広島県東広島市西条町土与丸1108番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（兼務）

管理者は、相談支援専門員の管理、指定一般相談支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、指定一般相談支援の実施に関し、法令等において規定されている事項について事業所の従業者に対し、遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 相談支援専門員 2人以上

相談支援専門員は、自ら利用者に対し必要な支援を行うほか地域移行支援計画の作成や計画に基づき、利用者に対する直接的援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定相談支援の提供方法及び内容)

第6条 指定一般相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 基本相談支援
- (2) 地域移行支援
 - ① 地域移行支援計画の作成

- ② 入所施設や精神科病院への訪問による利用者に対する相談及び援助
- ③ 障害福祉サービス事業の体験的な利用等に係る同行による必要な支援
- ④ 一人暮らしに向けた体験的な宿泊に係る支援

(3) 地域定着支援

- ① 地域定着支援台帳の作成
- ② 利用者に対する常時の連絡体制の確保
- ③ 緊急時における一時的な滞在等による支援

(4) 前3号のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）に定める内容。

（利用者等から受領する費用の額等）

第7条 事業者は、法定代理受領を行わない指定一般相談支援を提供した際は、利用者から法第51条の14第3項の規定により算定されたサービス利用計画作成費の額の支払を受けるものとする。

2 第1項の支払いを受けた場合は、利用者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第8条 事業者は、指定一般相談支援等を提供している利用者が、当該指定一般相談支援等と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定する。

この場合において利用者負担額合計額を市に報告するとともに、利用者に対し当該利用者に対し通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、東広島市とする。

（虐待防止）

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止のため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（苦情解決）

第11条 事業所は、提供した指定一般相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

3 事業所は、利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市長が行う調査に協力するとともに、県知事又は市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

（事故発生時の対応）

第12条 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族等に連絡を行うなど必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について、記録を行う。

3 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

（個人情報の保護）

第13条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 相談支援専門員は、その業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持するものとする。また、その職を退いた後においても同様である旨を相談支援専門員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、他の関係機関に対して、利用者又はその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ利用者又はその家族等の了解を得るものとする。

(相談支援専門員の研修)

第14条 事業所は、相談支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、利用者に対し適切な指定一般相談支援を提供できるよう、相談支援専門員の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、相談支援専門員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、指定一般相談支援を提供した日より5年間保存する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は協議会と事業所の管理者との協議に基づいて会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する
- 2 この規程は、平成26年11月1日から施行する
- 3 この規程は、平成27年4月1日から施行する
- 4 この規程は、平成4年4月1日から施行する

指定一般相談支援 重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して障害者総合支援法に基づく指定一般相談支援サービスを提供します。

この説明書は、当事業所と指定一般相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条に基づき、事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者（法人）の概要

事業者名	社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会
所在地	〒739-0003 広島県東広島市西条町土与丸 1108 番地
電話番号	082-430-8877
FAX番号	082-423-8525

2 ご利用事業所の概要

事業所名	東広島市社会福祉協議会指定一般相談支援事業所		
所在地	〒739-0003 広島県東広島市西条町土与丸 1108 番地		
電話番号	082-430-8877		
FAX番号	082-423-8525		
事業所番号	3432550014		
体制等	地域移行	施設区分	Ⅱ
		地域生活支援拠点等相談強化	該当
	地域定着	地域生活支援拠点等相談強化	該当
サービス提供地域	東広島市内全域		

3 運営方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、保健・医療・福祉・就労支援・教育・地域等の関係機関と密接な連携の下で、当該利用者の意向、適正、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適正かつ効果的に事業を行うものとします。
- (2) 事業所は、行政・障害福祉サービス事業者等との連携を図ります。
- (3) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定地域相談支援事業を行うものとします。

4 サービスの提供日及び提供時間

提供日	月曜日から金曜日（祝日、12月29日から1月3日を除きます。）
提供時間	午前8時30分から午後5時15分

※ただし、緊急を要する場合はご相談ください。

5 職員体制

職名	資格	勤務形態	業務内容
管理者	相談支援専門員	常勤・兼務 1名	○従業者及び業務の管理
相談支援専門員	相談支援専門員	常勤・兼務 1名	○基本相談支援
		常勤・専従 1名	○地域移行支援 ○地域定着支援

6 サービスの内容

(1) 基本相談支援

- ア 障害者等からの相談に応じ、情報を提供。
- イ 市や障害福祉サービス事業者等との連携調整。

(2) 地域相談支援

①地域移行支援

- ア 地域移行支援計画の作成。
- イ 地域生活に移行するための活動に関する支援。
- ウ 障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援。
- エ 一人暮らしに向けた体験的な宿泊に係る支援。

②地域定着支援

- ア 地域定着支援台帳の作成。
- イ 常時の連絡体制の確保。
- ウ 緊急時における関係機関との連絡調整、一時的な滞在等の支援。

7 サービスの利用料金

事業者の提供する指定一般相談支援サービス等に関する利用料金については、事業者が法律の規定に基づいて市にサービスに係る報酬を請求します。利用者等の自己負担はありません。

8 サービスの終了

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービス終了を希望する1週間前までにお申し出ください。

(2) 当事業所の都合によりサービスの提供を終了させていただくことがございますが、その際は終了1ヶ月前までにその旨を文書で通知するとともに、他相談支援事業者をご紹介します。

- ①事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ②事業者が指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ③契約書第12条から第14条に基づき契約が解約または解除された場合

(3) 以下の場合は、利用者等からの通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ①利用者が障害者支援施設等に入所した場合
- ②支給決定により地域相談支援が不要となった場合
- ③利用者が亡くなられた場合

9 利用者の記録や情報の管理・開示

当事業所では、社会福祉法人東広島市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者等の求めに応じてその内容を開示します。なお、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の方負担となります。また、利用者に対するサービス提供に関する諸記録は、指定相談支援サービス等を提供した日から5年間保存します。

10 サービス内容に関する相談、苦情

当事業所のサービス内容に関する相談、苦情等の受付窓口は以下の通りです。

苦情解決総括責任者	常務理事兼事務局長	TEL082-423-2800
苦情解決責任者	在宅福祉課長	TEL082-430-8877
苦情受付担当者	管理者	TEL082-430-8877 FAX082-423-8525
東広島市福祉部障害福祉課	〒739-8601 東広島市西条町栄町 8-29	TEL082-420-0180
広島県福祉サービス運営適正化委員会	〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2	TEL082-254-3419 FAX082-569-6161

11 虐待防止のための措置

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の措置を講じています。

(1) 虐待の防止に関する相談窓口、及び虐待防止責任者は以下の通りです。

虐待防止総括責任者	常務理事兼事務局長	TEL082-423-2800
虐待防止責任者	管理者	TEL082-430-8877
		FAX082-423-8525

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制整備

(4) 従業員に対する虐待防止のための普及・啓発研修

12 緊急時の対応

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族等へ連絡いたします。

医療機関	病院名・主治医		
	連絡先		電話番号
医療機関	病院名・主治医		
	連絡先		電話番号
家族等	氏名		
	連絡先		電話番号
家族等	氏名		
	連絡先		電話番号
家族等	氏名		
	連絡先		電話番号

13 事故発生時の対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに家族及び関係機関等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともにその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、相談支援サービスを提供するにあたって、当事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、利用者の損害を賠償いたします。

14 秘密の保持について

(1) 事業所の従業員は、契約期間中及び契約終了後において、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしません。退職後においても同様とします。

(2) 業者では、利用者の医療上緊急の必要性がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者等の個人情報を用います。

サービス提供開始に係る同意書

令和 年 月 日

指定一般相談支援サービス等の提供に際し、利用者等に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 広島県東広島市西条町土与丸1108番地
名称 社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会
説明者職・氏名 相談支援専門員 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定一般相談支援サービス等についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者住所：

氏名： 印

法定代理人住所：

氏名： 印

続柄：

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者住所：

氏名： 印

続柄：